

可燃性廃棄物（木くず等）の区内清掃工場への搬入経過

1 「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」

可燃性廃棄物（木くず）につきましては、特別区長会、大島町及び東京都で合意した「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」（下記参照）に基づき、平成26年1月より、東京都が東京二十三区清掃一部事務組合に処理を委託し、区内の清掃工場へ搬入してきました。

なお、平成26年6月に「大島町災害廃棄物等処理計画」及び「大島町災害廃棄物処理実施計画（東京都受託分）」を一部変更したことに伴い、処理期間及び処理見込み量が変更となりました。

大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書（平成25年12月16日）

特別区長会、東京都大島町および東京都は、平成25年10月の台風26号に伴い発生した土砂災害により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち島外で処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、当該災害廃棄物が特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場において円滑に処理されるよう相互に協力することを合意する。

<処理内容>

内訳	種類	処理期間	処理見込み量
当初基本合意時	可燃性廃棄物	平成26年1月から12月まで	7,400トン
一部変更後		平成26年1月から10月まで	4,000トン

※一部変更後の処理見込み量は、平成26年5月までの処理実績と6月以降の見込み量の合計値。

2 清掃工場への搬入終了

北部二次仮置場での処理が順調に進んだことから、平成26年10月16日（木）をもって、可燃性廃棄物（木くず等）の清掃工場への搬入を終了しました。

■可燃性廃棄物（木くず等）の性状



■品川清掃工場への最終搬入の様子

